

愛川町遊休荒廃農地対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町内における遊休荒廃農地の解消を図り再活用する新規就農者及び農業者等に対し、遊休荒廃農地対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和54年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「遊休荒廃農地」とは、次の各号のいずれかに該当する農地のうち、町長が認めた農地とする。

- (1) 新規就農者及び農業者等が所有権を取得する以前、2年以上耕作されていない農地
- (2) 新規就農者及び農業者等が新たに利用権の設定等の法的な手続きにより借用する以前、2年以上耕作されていない農地

2 この要綱において「新規就農者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神奈川県立かながわ農業アカデミーの卒業生及び認定就農者
- (2) 地元農業委員の推薦する者
- (3) 町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が農業についての知識、農機具の所有状況、農業経営の実現性を総合的に判断し、適当であると認められる者

3 この要綱において「農業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 愛川町内に所在する、耕作者自らが所有権を有する農地又は利用権の設定等の法的な手続きにより借用する農地のいずれかを10a以上耕作している者。
- (2) あいかわ準農家制度における認定者（以下、「準農家認定者」という。）

(補助の対象)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 愛川町内に所在する遊休荒廃農地の復元のため、草刈及び耕うんを行う者
- (2) 復元した農地を3年以上継続して耕作する計画のある者

2 この要綱により上乗せする補助を受けることができる者は、前項第1号に規定する草刈及び耕うんを行うために、必要な範囲内で重機を使用し立木の抜根を行う者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、復元した遊休荒廃農地の1筆ごとの面積（100平方メートル未満切り捨て）に、1,000平方メートル当たり33,000円の単価を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金に上乗せする補助の額は、復元した遊休荒廃農地の1筆ごとの面積（100平方メートル未満切り捨て）に、1,000平方メートル当たり67,000円の単価を乗じて得た額とする。

3 準農家認定者に交付する補助金の額は、耕作の権利を取得した農地（あいかわ準農家認定基準等に関する要綱（令和元年7月1日施行）第5条第2項の規定により取得した農地をいう。以下同じ。）のうち、復元した遊休荒廃農地の面積に、1,000平方メートル当たり33,

000円の単価を乗じて得た額とする。

4 前項の補助金に上乘せする補助の額は、耕作の権利を取得した農地のうち、復元した遊休荒廃農地の面積に、1,000平方メートル当たり67,000円の単価を乗じて得た額とする。

5 前4項の規定にかかわらず、同一年度内において交付できる補助金額は、申請者1人当たり200,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、次に掲げる書類を添えて、愛川町遊休荒廃農地対策費補助金交付申請書(第1号様式)により行うものとする。

- (1) 農地の位置図
- (2) 登記事項証明書又は売買契約書の写し(自己所有地の場合のみ)
- (3) 賃貸借契約書等の写し(借地の場合のみ)
- (4) 現況写真
- (5) 作付け計画書又は耕作計画書(3年間の計画)
- (6) 立木の本数及び直径一覧(前条第2項を受けようとする場合のみ)
- (7) あいかわ準農家認定申請審査結果通知書の写し(準農家認定者のみ)

(交付の決定)

第6条 町長は、規則第5条の規定による補助金の交付を行うことを決定したときは、愛川町遊休荒廃農地対策費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付を行わないことを決定したときは、愛川町遊休荒廃農地対策費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 規則第8条の規定による変更申請は、変更内容が明らかになる書類を添えて、愛川町遊休荒廃農地対策費補助金変更申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 町長は、規則第8条の規定による変更を認めるときは、愛川町遊休荒廃農地対策費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、遊休荒廃農地の復元が完了したときは、完了後の写真(申請時と同一箇所のもの)及び重機による作業が確認できる写真(第3条第2項に該当する者のみ)を添え、愛川町遊休荒廃農地対策費補助金実績報告書(第6号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条による実績報告書が提出された後、原則として口座振替により補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該交付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 農地の復元後、3年以内に耕作を放棄したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還の免除)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の返還を求めないものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者が死亡したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が重度の疾病等により耕作ができなくなったとき。
- (3) その他町長が特に認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。